

改正クリーンウッド法に関する政令（原材料情報政令及び施行期日政令）の概要

【政令の内容】

- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（原材料情報政令）
 - (1) 国内材においては、森林法の伐採造林届に代わる情報として、森林経営計画書の写し、保安林伐採許可書の写し、国有林を伐採したことを国により証明された書類の写し 等
 - (2) 国外材においては、原産国発行の伐採証明書に代わる情報として、原産国の政府機関に準ずるもの（州政府等）や輸出国が発行した証明書の写し、原産国政府等に提出された届出書の写し 等
 - (3) (1) 及び (2) のほか、地方公共団体や主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者により合法性が確認されたと認証したことを示す情報（例：県産材証明や森林認証 等）
- 2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（施行期日政令）
クリーンウッド法の一部を改正する法律の施行期日を令和7年4月1日に定める

【原材料情報政令の位置付け】

